

≪石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について≫

資料1

1. 国民健康保険税の課税限度額改定の経過

本市における国民健康保険税の課税限度額は、段階的に引き上げを行い、平成29年度から平成30年度は89万円、令和元年度は93万円、令和2年度は96万円となっている。

地方税法に定められている法定限度額も、段階的に引き上げられており、平成29年度は89万円、平成30年度は93万円、令和元年度は96万円、令和2年度は99万円となっている。

① 石狩市の課税限度額の推移

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基礎課税分(医療保険分)	限度額(円)	540,000		580,000	610,000
後期高齢者支援金分		190,000			
介護納付金分		160,000			
限度額計 (円)		890,000		930,000	960,000

② 法定限度額の推移

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基礎課税分(医療保険分)	限度額(円)	540,000	580,000	610,000	630,000
後期高齢者支援金分		190,000			
介護納付金分		160,000			170,000
限度額計 (円)		890,000	930,000	960,000	990,000

2. 課税限度額改定の趣旨

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布、令和2年4月1日に施行され、国民健康保険税課税限度額の法定限度額が「①課税限度額の改定(案)」のとおり引き上げられたことから、政令に基づき令和3年度から基礎課税分(医療保険分)の課税限度額を2万円引き上げ63万円に、介護納付金分の課税限度額を1万円引き上げ17万円に改定するもの。

① 課税限度額の改定(案)

区 分	改定前	改定後	備 考
基礎課税分(医療保険分)	61万円	63万円	2万円引き上げ
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	据え置き
介護納付金分	16万円	17万円	1万円引き上げ
計	96万円	99万円	3万円引き上げ

② 管内他市の国民健康保険料(税)課税限度額

市 名	年 度	基礎課税分	高齢者支援金分	介護保険分	合 計
札幌市（料）	令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円
	令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円
	令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円
千歳市（料）	令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円
	令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円
	令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円
江別市（税）	令和元年度	58万円	19万円	16万円	93万円
	令和2年度	61万円	19万円	16万円	96万円
	令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円
恵庭市（税）	令和元年度	58万円	19万円	16万円	93万円
	令和2年度	61万円	19万円	16万円	96万円
	令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円
北広島市（税）	令和元年度	58万円	19万円	16万円	93万円
	令和2年度	61万円	19万円	16万円	96万円
	令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円

※札幌市、千歳市は改定済み。江別市、恵庭市、北広島市については令和3年度改定予定。

3. 課税限度額改定による影響

① 改定により影響を受ける世帯

（基準データ：令和2年8月11日現在）

加入世帯	うち影響世帯	影響割合
8,097 世帯	87 世帯	1.07 %

② 改定により見込まれる課税増加額

（基準データ：令和2年8月11日現在）

医 療 給 付 費 分	
課税増加額	1,664 千円

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文【抜粋】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、<u>六十三万円</u>とする。 2 略 3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、<u>十七万円</u>とする。	(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、<u>六十一万円</u>とする。 2 略 3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、<u>十六万円</u>とする。